資料１

第１回宮崎市上下水道事業経営審議会

適正な上下水道料金のあり方について

１　令和6年第3回定例会（6月議会）の報告

※6月議会の説明資料を一部加工しています

令和６年７月25日

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

条例改正「料金表の改定」について①「答申内容について」

・令和５年７月に諮問

・計７回の学識経験者等により構成された経営審議会での審議

・令和６年３月に答申

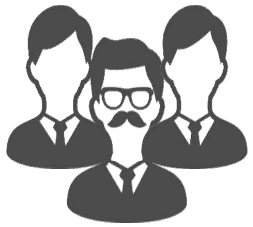

【水道料金】　平均改定率・・・・　９．００％

【下水道使用料】　平均改定率・・・・　19．７１％

料金算定期間 ： 令和7年度～令和１１年度（5年間）

基本料金　　： １０円単位 ➡ １円単位

令和7年4月検針分から改定

令和１０年度に改めて「適正な上下水道料金のあり方」について検討を行うことを明記

平均改定率・・・料金算定期間に見込まれる現行料金による料金収入と改定によって見込まれる料金収入の増加割合。全ての使用水量で平均改定率と同率になるわけではない。

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

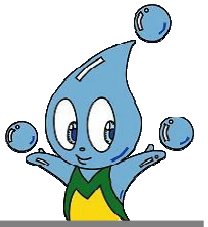

条例改正「料金表の改定」について②「条例改正」
宮崎市水道事業給水条例（昭和34年条例第３号）

新	旧
別表１（第23条関係） 水道料金表 【別紙】 附　則（令和6年条例第　号） （施行期日） １　この条例は、令和7年4月１日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の宮崎市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）別表第１の規定は、令和7年4月１日（以下「施行日」という。）以後の検針に係る料金から適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。 ３　前項の規定にかかわらず、施行日前の直近の検針から施行日以後の最初の検針までの間の使用に係る料金の額は、改正前の宮崎市水道事業給水条例の規定により算定した額に施行日前の直近の検針の日の翌日から施行日の前日までの日数を乗じて得た額と新給水条例の規定により算定した額に施行日から施行日以後の最初の検針の日までの日数を乗じて得た額との合計額を、施行日前の直近の検針の日の翌日から施行日以後の最初の検針の日までの日数で除して得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	別表第１（第23条関係） **※下水道条例も同様** ・料金表の改定（P3、4参照） ・令和7年4月１日　施行 ・定例検針は2か月に１度であり、地域によって検針のタイミング（偶数月・奇数月）が異なるため、経過措置を設ける。 ※日割り計算（P5参照）

条例改正「料金表の改定」(案)について　料金表（水道事業）　平均改定率9.00%

別表第１（第23条関係）

水道（口径等）	基本料金		従量料金（１㎥につき）			
	改定前	改定後	10㎥まで	10㎥超30㎥まで	30㎥超100㎥まで	100㎥超
13ミリ	900円	**981円**	**30円** (27円)	**166円** (152円)	**198円** (181円)	**227円** (210円)
20ミリ	1,290円	**1,407円**				
25ミリ	1,780円	**1,941円**				
30ミリ	2,210円	**2,409円**				
40ミリ	5,150円	**5,615円**	**166円** (152円)			
50ミリ	9,230円	**10,064円**				
75ミリ	17,270円	**18,832円**				
100ミリ	29,150円	**31,786円**				
125ミリ	44,990円	**49,059円**				
150ミリ	64,070円	**69,859円**				
200ミリ	111,480円	**121,563円**				
公衆浴場用	7,300円	**7,957円**	100㎥を超える部分　１㎥につき**109円**（100円）			
私設消火栓			使用時間10分までごとに**2,180円**（2,000円）			

※金額は１月当たりの額であり、税抜き表記。　括弧書きは改定前の従量料金等

条例改正「料金表の改定」(案)について　使用料表（下水道事業）　平均改定率19.71％

別表（第17条関係）

下水道			改定前	改定後
一般汚水	基本使用料		750円	898円
	従量使用料（1㎥につき）	10㎥まで	20円	24円
		10㎥超30㎥まで	126円	151円
		30㎥超100㎥まで	164円	196円
		100㎥超500㎥まで	197円	236円
		500㎥超1,000㎥まで	210円	251円
		1,000㎥超	235円	280円
浴場業汚水及び温泉水汚水	従量使用料（1㎥につき）		22円	26円

※金額は1月当たりの額であり、税抜き表記。

※農業集落排水事業の使用料については、宮崎市農業集落排水処理施設条例第１０条第２項の規定に基づき下水道条例に準じる。

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

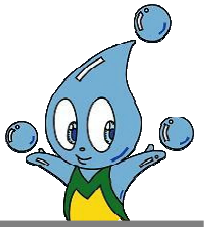

条例改正「料金表の改定」について③「日割り計算」

宮崎市水道事業給水条例（昭和34年条例第３号）

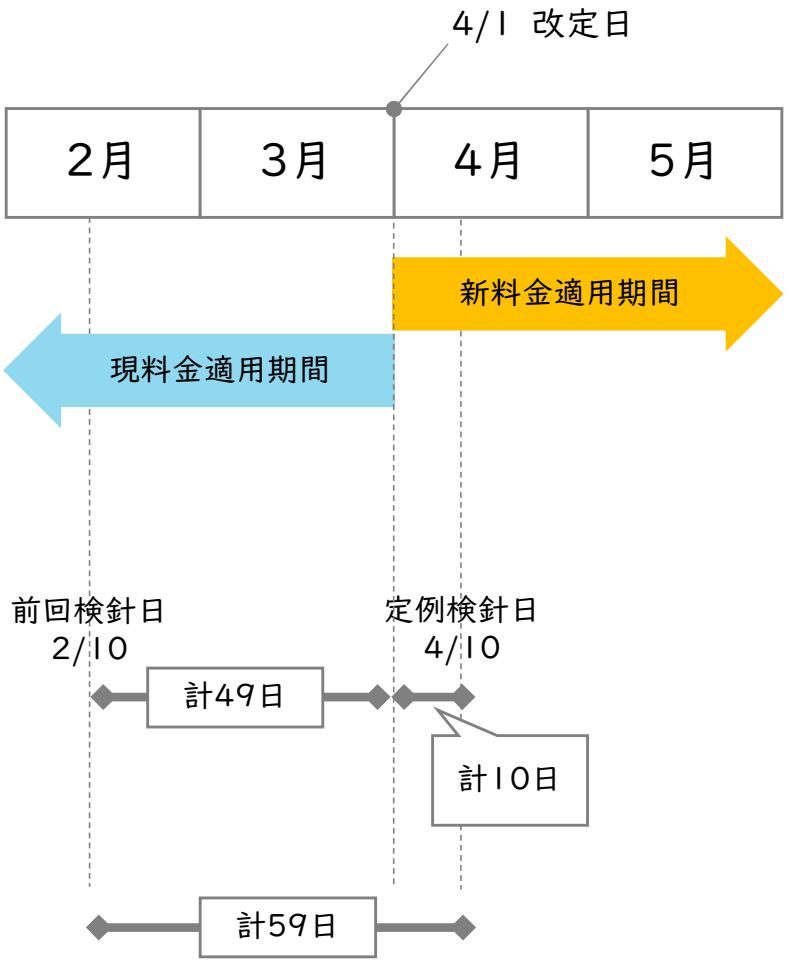

計算例

（1）検　針　日：偶数月
（2）定例検針日：隔月10日
（3）口　　径：13mm
（4）使 用 水 量：40㎥（1か月当たり20㎥）使用

項　目	現料金（2/10~4/10）	新料金（2/10~4/10）
基本料金	900円	981円
従量料金（10㎥まで）	270円	300円
従量料金（10㎥超30㎥まで）	1,520円	1,660円
消費税	269円	294円
水道料金（1か月）	2,959円	3,235円
水道料金（2か月）	5,918円	6,470円

$$\frac{(5{,}918\text{円}\times 49\text{日})+(6{,}470\text{円}\times 10\text{日})}{59\text{日}} = \underline{6{,}011\text{円}}$$

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

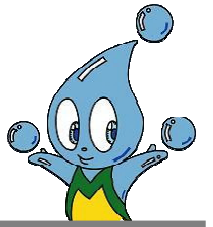

モデル料金表（口径１３ミリ・１ヶ月使用・上下水道料金・税込み）①

水　量	改定前	改定後	増加額
6㎥ （口径13ミリの利用実績における1つ目のピークのうち最も利用者の多い水量）	2,125円 （上水：1,168円） （下水：　957円）	2,423円 （上水：1,277円） （下水：1,146円）	298円 （上水：109円） （下水：189円）
14㎥ （口径13ミリの利用実績における2つ目のピークのうち最も利用者の多い水量）	3,554円 （上水：1,955円） （下水：1,599円）	4,055円 （上水：2,139円） （下水：1,916円）	501円 （上水：184円） （下水：317円）
19㎥ （家計調査における2人以上の勤労世帯の水量）	5,083円 （上水：2,791円） （下水：2,292円）	5,798円 （上水：3,052円） （下水：2,746円）	715円 （上水：261円） （下水：454円）
20㎥ （他市との比較で一般的に用いられる水量）	5,390円 （上水：2,959円） （下水：2,431円）	6,147円 （上水：3,235円） （下水：2,912円）	757円 （上水：276円） （下水：481円）

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

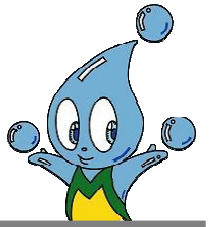

モデル料金表（口径１３ミリ・１ヶ月使用・上下水道料金・税込み）②

口径別使用者数

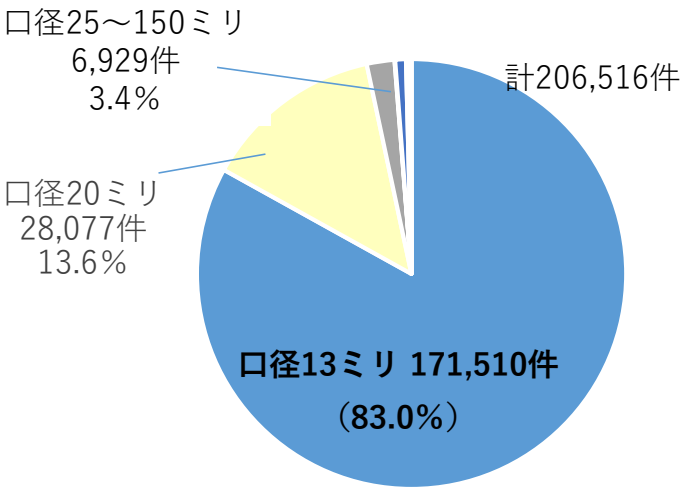

※令和5年１１月28日現在

1か月あたりの使用水量別件数（口径13ミリ：R4）

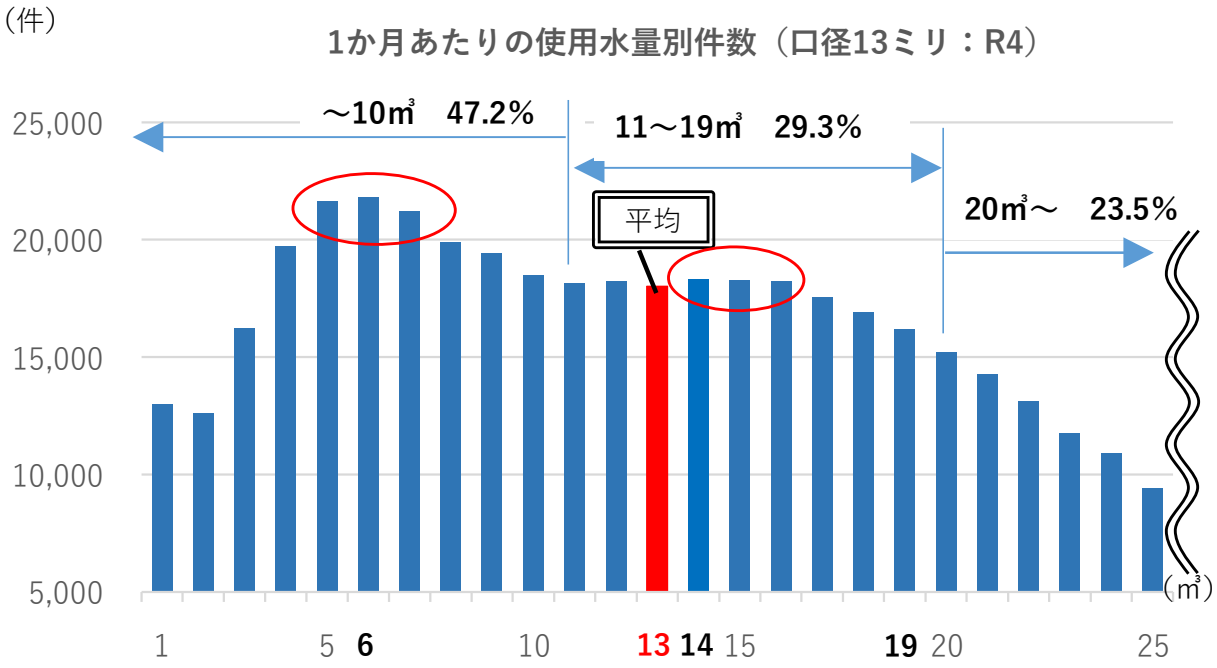

水　量	改定前	改定後	増加額
１３㎥ （口径13ミリの利用実績における平均使用水量）	3,248円 （上水：1,788円） （下水：1,460円）	3,706円 （上水：1,956円） （下水：1,750円）	458円 （上水：168円） （下水：290円）

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

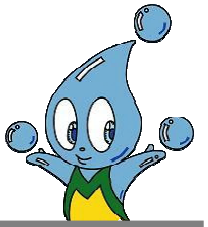

条例改正に伴う水道事業会計補正予算について

上下水道料金改定に伴う広報事業　事業費：1,892千円

上下水道局広報紙「せせらぎ」特別号の発行（定期発行は8月号と2月号。その間に発行）
※市広報「みやざき」の令和7年3月号にも料金改定の記事掲載予定。

スケジュール

- 7月上旬 契約
- 7～9月 編集・校正
- 10月 印刷・納品
- 11月～12月（予定） 各戸配布（197,000部） ※検針時

上下水道料金改定に伴うシステム改修事業　事業費：10,092千円

料金システムの改修作業（検針員の機器のシステム改修も実施）
※局内の検証作業も同時に実施

スケジュール

- 6月下旬 契約
- 7～8月 仕様確定 料金計算確認
- 9月～1月 開発・SE テスト
- 1月～3月 運用テスト

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

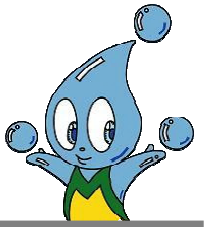

今後のスケジュール

第3回定例会(6月)議決後

◆システム改修作業

◆市民への周知広報

- 上下水道局広報紙「せせらぎ」(8月号、2月号)
- 上下水道局広報紙「せせらぎ」特別号(11月予定)
- 宮崎市広報「みやざき」への掲載(3月号)
- ホームページでの料金改定に係る解説ページの充実
- 検針票での案内(2~3月:改定前、4~5月:改定後)
  検針票イメージ(通信欄・QRコードで案内) ⇒

検針票(表・裏)

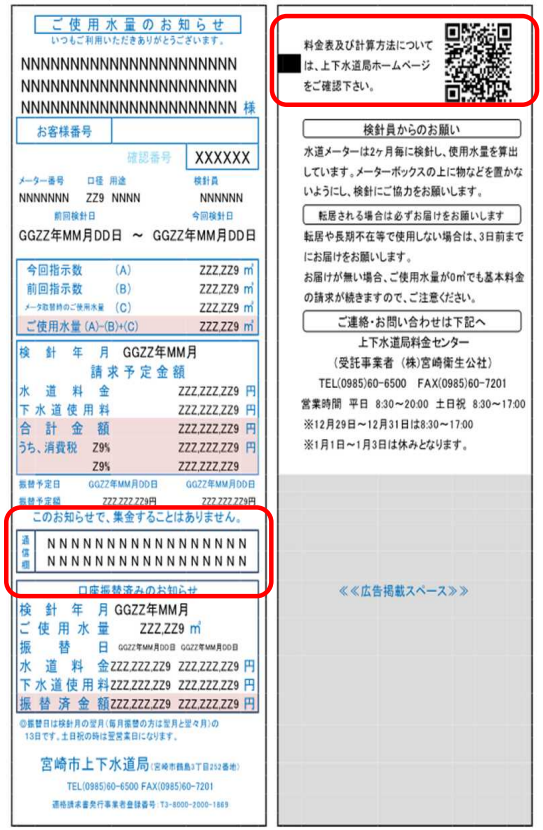

検針機器

令和7年4月1日

◆新料金適用

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

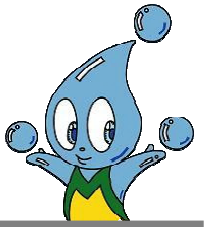

令和6年第3回定例会(6月)常任委員会委員長報告

議案第92号　宮崎市水道事業給水条例の一部改正について

本議案は水道料金の額の改定を行おうとするものであります。

当局によると、水道料金の額の改定にあたり、投資・財政計画ローリングに基づいたシミュレーションを行い、宮崎市上下水道事業経営審議会において、複数の料金パターンを比較検討するなど審議を重ね、資金残高の確保、企業債残高の減少及び世代間負担の調整も加味して、適正な料金のあり方について答申がなされ、以上を踏まえて適切な料金の改定率を設定したとのことでした。

また、当局はこれまで職員数の削減、DXの推進、包括的業務委託の導入、二次配水池の統廃合による維持管理費の削減に取り組んでいるとのことであり、水道料金の額の改定までに様々な努力を重ねられたことは評価するものであります。

当局においては、水道料金の額の改定について増額に至った経緯や将来的な課題等について、市民に対し丁寧で分かりやすい説明に努められたい。

また、今後人口が減少していく中で、有収水量はますます減少することが見込まれることから、最新技術の導入、管理や修繕に係る費用の逓減、漏水対策等のあらゆる方策を検討し、事業の効率化を推進するとともに、水質データの透明化等の安全性周知により水道の使用促進を図ることで、給水収益の確保と企業債の縮減に、より一層努められたい。

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

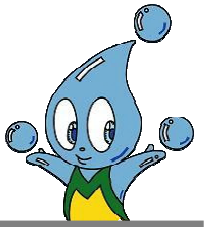

令和6年第3回定例会(6月)常任委員会委員長報告

議案第93号　宮崎市下水道条例の一部改正について

本議案は下水道使用料の額の改定を行おうとするものであります。
当局によると、本市の下水道事業は、宮崎県内においても高い普及率である一方、維持管理費や減価償却費等からなる汚水処理経費については、下水道使用料で賄えず、一般会計から多額の繰入金を必要とするなど、収支不足が課題となっているとのことであります。
また、当局によると、水道事業と同様に、下水道使用料の額の改定までに様々な努力を重ねられたことは評価するものであります。
当局においては、下水道使用料の額の改定について水道料金の額の改定と同様に、増額に至った経緯や将来的な課題等について、市民に対し丁寧で分かりやすい説明に努められたい。
また、将来世代の負担軽減や、下水道事業の独立採算を見据え、一般会計からの繰入金をより早期に縮減できるよう努められたい。

上下水道料金の改定に係る議案は、令和6年6月26日に賛成多数により可決成立しました。

宮崎市水道事業給水条例・下水道条例の一部改正について

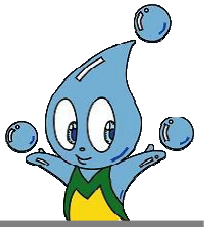

市民への説明【上下水道局ホームページの充実】

令和6年3月13日の答申を受けて、上下水道局ホームページ内に「料金改定」に関する特設ページを開設しました。

←特設ページ
ＱＲコード

～適正な上下水道料金のあり方について～ 諮問から答申まで

諮問書及び答申書の写し、料金改定にかかる経営審議会資料（再掲）及び市民向けQ&A「みやねこちゃんが上下水道料金改定についてアッくんに聞いてみた！」を掲載しました。

（Q&A抜粋）

Q10.答申書にある平均改定率ってなに？

A10.平均改定率とは料金の算定期間（今回は令和7～11年度）に見込まれる料金収入の総額が改定前と改定後で何%増加するかを算出した比率のことをいうんだ。
この平均改定率をベースにして、見込まれる料金収入の総額を確保できるように料金表の各単価を調整するんだけど、単価が1円単位ということなどもあって、全ての使用水量で同じ改定率になるわけではないんだ。

宮崎市制100周年
記念キャラクター
「みやねこ」

上下水道局
イメージキャラクター
「アッくん」

Q15.各自治体で上下水道料金が違うのはなぜ？

A15.いろいろな要因が考えられるんだけど、主な要因としては上下水道管が通っている区域の広さや人口密度、土地の高低差、水源が河川か地下水かなどによるんだよ。また、浄水場や汚水処理場などの施設の数や水道管・下水道管の長さによっても維持管理費などの費用が異なるから、上下水道料金は各自治体によって違うことになるんだ。

令和7年4月からの上下水道料金改定の概要

令和6年6月議会において上下水道料金の改定に関する議案が審議、可決されたことを受けて、平均改定率、改定後の水道料金表・下水道使用料表及び水道料金・下水道使用料早見表（新旧比較）等の概要を掲載しました。